

場合には、国は、これに充てるための資金の一部を補助するものとする等であります。

委員会におきましては、北方領土隣接地域の範囲の妥当性、国の財政上等の特別の配慮の具体的内容、北方領土隣接地域振興等基金による補助と特別交付税との関係、北方地域を四島に限定したことの妥当性と領土問題の基本的解決等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数

をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、丸谷理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案に係る北方領土隣接地域及び北方地域元居住者が置かれている特殊な事情にかんがみ留意すべき四項目の附帯決議案が提出され、全会一致をもって、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

○委員会付託に至らなかったもの

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 委員会 議決 本院 議決	衆議院 委員会 議決 本院 議決	備考
26	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案		五、二九			内閣 五、二六 閣	
27	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案		二、九			内閣 三、二六 閣	

国会の議決を求めるの件（二八件）

番号	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
件名	提出月日	提出月日	送付月日	付託委員會議決	付託委員會議決	
1 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件（国鉄労働組合関係）	五、五、一八			付託委員會議決	付託委員會議決	
2 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件（国鉄動力車労働組合関係）	五、一、一八			付託委員會議決	付託委員會議決	
3 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件（全国鉄施設労働組合関係）	五、一、一八			付託委員會議決	付託委員會議決	
4 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件（全国鉄動力車労働組合連合会関係）	五、一、一八			付託委員會議決	付託委員會議決	
5 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件（国鉄千葉動力車労働組合関係）	五、一、一八			付託委員會議決	付託委員會議決	

12	11	10	9	8	7	6
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件（全日本郵政労働組合関係）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件（全通信労働組合関係）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件（全専売労働組合関係）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件（日本電信電話労働組合関係）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件（全国電気通信労働組合関係）	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件（鉄道労働組合関係）
五 一 八	五 一 八	五 一 八	五 一 八	五 一 八	五 一 八	五 一 八
社会労働 八 六	社会労働 八 六	社会労働 八 六	社会労働 八 六	社会労働 八 六	社会労働 八 六	社会労働 八 六
継 続 審 査	継 続 審 査	継 続 審 査	継 続 審 査	継 続 審 査	継 続 審 査	継 続 審 査

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 託 議決 議決 議決	衆議院 委員会 託 議決 議決 議決	備考
18	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(アルコール専売労働組合関係)		五、一八		社会労働 八、六	継続審査	
17	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係)		五、一八		社会労働 八、六	継続審査	
16	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)		五、一八		社会労働 八、六	継続審査	
15	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常動作業員の処遇を受ける者を除く。及び定期作業員)」)		五、一八		社会労働 八、六	継続審査	
14	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常動作業員(常動作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)」)		五、一八		社会労働 八、六	継続審査	
13	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常動作業員の処遇を受ける者を除く。及び定期作業員)」)		五、一八		社会労働 五、一八、 八、六	継続審査	